(公印省略) 介高第924-16号 令和5年5月10日

各高齢者施設及び事業所 管理者・施設長 様

> 群馬県健康福祉部 介護高齢課長 窪田 智佳子

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の感染対策 (当面の対応) について

日頃から、新型コロナウイルス感染症の対応に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。標記の件について、別紙のとおり令和5年5月8日以降の県内(中核市を除く)高齢者施設・事業所における感染対策の当面の対応をまとめました。内容についてご確認の上、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

事務担当

福祉施設係 (電話:027-226-2569)

保健・居住施設係 (電話:027-226-2566) 居宅サービス係 (電話:027-226-2575)

高齢者施設等における5月8日以降の感染対策(当面の対応)について

(令和5年5月8日現在)

分類	項目		5月8日以降の対応等
日頃の対応	職員への スクリーニング検査		◆高齢者施設等の職員におけるスクリーニング検査は令和5年6月末まで実施しています。(<u>申し込みは5月31日(水)17時45分まで</u>) 【問合せ先】 JTB群馬支店内(抗原検査キット発送係)
	面会制限		◆県による警戒レベルの判断やそれに基づく面会制限の要請は行いません。 地域の感染状況を勘案し、各施設で判断をお願いします。 ◆面会は患者や利用者、家族にとって重要なものであり、地域における発生状況等も踏まえるとともに、患者や利用者、面会者等の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮し、十分な感染対策を講じた上で、対面での面会を含めた対応を検討してください。 ※参考情報(厚生労働省ホームページ) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00014.html
	新型コロナウイルス感染症 に係る介護サービス事業所 の人員基準等の臨時的な取 扱い		◆5月末までは延長しています。 (6月以降の取扱いは今後通知します) 【参考】令和5年4月21日付け介高第924-7号群馬県介護高齢課長通知「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いの延長について」
発生時の対応	関係機関への報告	県介護高齢課への報告	◆5/8以降は 入所施設(ショートステイを含む)に限り、 入所者及び職員に1名でも陽性者が発生した際には 報告をお願いします。 ◆報告方法は、平日については電話や電子メールで、土日祝日についてはグーグルフォーム(引き続き当面の間)でお願いします。
		保健所への 報告等	◆入所者等について1名でも陽性者が発生した際には、保健所に報告していただいていましたが、5月8日以降はインフルエンザやノロウイルス等と同様に、集団発生(死亡・重篤者2人以上又は10人以上)の場合は報告をお願いします。 ◆ただし、陽性者が10名以下でも施設の御判断で保健所に報告し、相談していただいて構いません。報告の必要性等は、以下の通知を参考にしてください。 【参考】令和5年4月28日付け老発0428第9号他厚生労働省老健局長他通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」の一部改正について

分類	項目	5月8日以降の対応等
発生時の対応		◆新型コロナウイルス感染症にかかった場合の法律による外出自粛 や保健所による濃厚接触者の特定、外出自粛などはなくなります。
		◆各施設・事業所において、別添通知の期間を目安にして、職員等 が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の対応を決めてくださ い。
	職員等の就業制限	※令和5年4月14日付け厚生労働省老健局高齢者支援課他事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について(令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供)」 特に別添2「5類移行後の新型コロナに罹患した介護従事者の就業制限解除の考え方について」を参照ください。
	衛生用品の提供 (N95マスク、ガウン、フェイス シールド)	◆陽性者発生時等、衛生用品が一時的に不足した際には、県から備蓄品を提供していましたが、5月8日以降も当面の間、この対応は継続します。 ◆必要な場合は県介護高齢課に電話(土日祝日はグーグルフォーム)で要請してください。
	感染症発生時の指導等	◆令和4年度末をもってC-MATの派遣は終了しました。感染時の対応 について、不安があれば、保健所に相談してください。
	陽性者(入所者)への対応 (施設内療養)	◆医師が入院が必要と判断した場合を除き、原則、施設内での療養となります。 ◆重症化を防ぐためにも、症状のある入所者が施設内で速やかに医師の診断、治療を受けられるよう嘱託医や協力医療機関との連携体制を構築しておいてください。 具体的には、 ・施設からの電話等による相談への対応 ・施設への往診(オンライン診療含む) 【施設内療養時の対応の手引き】 https://www.mhlw.go.jp/content/000783412.pdf ※終息後にサービス提供体制確保事業費補助金もご活用ください。
	職員・入所者・利用者の検査	◆保健所が必要と認めた場合の行政検査以外は、保険診療(医師が必要と認めた場合)または自費検査になります(自己負担あり)。
	入院調整	◆これまで保健所や県が入院調整を行っていましたが、5/8以降は他の疾患と同様に、医師が入院が必要と判断した場合に医療機関同士で調整することが基本となります。嘱託医や協力医療機関へご相談ください。
	経口ウイルス薬の使用	◆以下の通知を参照ください。 令和5年4月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推 進本部他事務連絡「高齢者施設等における経口抗ウイルス薬(ラゲ ブリオ®カプセル及びパキロビット®パック)の活用方法について (再改定)」

分類	項目	5月8日以降の対応等
	サービス提供体制確保事業費補助金	◆令和5年度も継続いたします。要綱等の準備ができましたら、お知らせいたします。 ※新型コロナへの感染時に、介護サービス提供を継続するために要した衛生用品購入費や人件費、施設内療養費等のかかり増し経費を補助する事業
	応援職員派遣事業	◆令和5年度も継続いたします。多数の職員が陽性となった場合等、事業所内及び法人内で調整を行い、その上で対応が困難となることが想定される場合は、県介護高齢課へご連絡ください。
予防対策等	感染対策研修	◆指定基準や指導指針等により、 <u>年に2回以上</u> の開催が求められています。下記動画等もご活用ください。なお、年に2回の研修は施設等の従業員の多くが受講できるよう工夫をお願いします。 【動画】・・・以下の厚生労働省ホームページを参照ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00006.html
	地域医療介護連携感染症予 防·対策事業	◆新型コロナ以外の感染症にも対象を拡大し、令和5年度も継続いたします。要綱等の準備ができましたら、お知らせいたします。 ※医師会を中心として、高齢者施設等へ感染制御の専門的知見を有する者を派遣し助言等を行う事業
	ワクチン接種	◆令和5年春夏接種(令和5年春開始接種)の対象者は ・65歳以上の高齢者 ・基礎疾患を有する者等、重症化リスクが高いと医師が認める者 ・医療機関や高齢者施設、障害者施設等の従事者 となっています。 ◆施設の所在する市町村と十分連絡を取り合い、入所者、従事者へ の接種を積極的に検討してください。 ※なお、令和5年度1年間は新型コロナワクチン接種に係る自己負 担はありません。 https://www.pref.gunma.jp/page/3160.html